

◎日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との間の文化交流
に関する取極の有効期間の延長に関する交換公文

(略称) ソ連邦との文化交流取極の有効期間延長取極

昭和四十九年 一月二十五日 モスクワで
昭和四十九年 一月二十五日 効力発生
昭和四十九年 二月十九日 告示

(外務省告示第三四号)

目 次

ページ

日本側書簡	七九五
文化交流取極の有効期間の延長	七九五
ソ連側書簡	七九六

日本側書
簡

(日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化交流に関する取極の有効期間の延長に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百七十二年一月二十七日付けの日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化交流に関する両国外務大臣間の交換公文に關し、同交換公文の有効期間を千九百七十六年一月二十六日まで延長することとする旨の両政府の代表者の間で到達した了解を本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

ソヴィエト社会主義共和国連邦駐在

日本国臨時代理大使 長谷川孝昭

ソヴィエト社会主義共和国連邦次官

エヌ・ペ・フィリュービン殿

(Письмо советской стороны)

(ソ連側書簡)

Москва, 25 января 1974 года

Господин Временный Поверенный в Делах,

書簡をもつて啓上した。本官は、千九百七十一年一月二十七日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の文化交流に関する両国外務大臣間の交換公文に關し、同交換公文の有効期間を千九百七十六年一月二十六日まで延長することとする旨の両政府の代表者の間で到達した了解をソヴィエト社会主義共和国連邦政府に代わつて確認する光榮を有します。

本官は、以上を申し述べるに際し、ことに貴官に向かひて敬意を表します。

千九百七十四年一月二十五日ニヤスクワヤ

ソヴィエト社会主義共和国連邦外務次官

Н.Х.・フ.リュ-ジン

(Подпись) Н. ФИРСИН
Заместитель Министра
Иностранных Дел СССР

Господину ТАКАХИ ХАССЕГАВА,
Временному Поверенному в Делах
Японии в СССР,
г.Москва

(参考)

この取極は、一九七二年一月二十七日付けの日ソ文化交流取極（昭和四十七年二国間条約集及び条約集第二〇九六号参照）の有効期間を更に一九七六年一月二十六日まで延長することについての日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の了解を確認したものである。